

第4章 施策の展開

1. 健康づくり・介護予防の総合的な推進

(1) 健康づくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、子どもから高齢者まで、生涯を通じた健康づくりに取り組めるよう支援していきます。

周南市健康づくり計画（平成28年度～平成31年度）に基づき、健康寿命の延伸、生活習慣病の予防に向けて、市民一人一人が、「自分の健康は自分で守り、つくる」ことを実践し継続できるように、地域、事業者、行政が一体となり協力しながら健康づくりを推進していきます。

① 高齢者の健康づくり

概要

健康寿命の延伸を目的に、適度な運動・食生活・禁煙・検診を推進するため「しゅうなんスマートライフチャレンジ」を実施しました。平成28年度は8つのチャレンジを実施しており、123の協賛事業者と連携しながら取り組んでいます。

子どもから高齢者まで各世代に応じたチャレンジを実施し、3,922人の参加がありました。チャレンジには「こども あさごはん ちゃれんじ」、「サンサンチャレンジ」、「禁煙チャレンジ」、「チャレンジウォーキング」、「お腹ぺったんこチャレンジ」、「歩こう！階段チャレンジ」、「いきいき100歳チャレンジ」、「デビュー友検診」があり、介護予防を目的とした「いきいき100歳チャレンジ」は、818人の参加者がありました。

生活習慣病の予防と健康づくりに関する正しい知識の普及等を目的に、保健師や管理栄養士、歯科衛生士による出前トーク等の健康教育等を実施しています。成人・高齢者に対する出前トークの実績は、106回2,930人でした。

今後の取組

健康寿命の延伸を目的とする「しゅうなんスマートライフチャレンジ」の参加者や協賛事業者を増やし、健康づくりや、生活習慣病予防の知識の普及をさらに図っていきます。

地域の身近なところで、保健師や管理栄養士、歯科衛生士による出前トーク等の健康教育や健康相談、家庭訪問を実施し、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、歯・口腔の健康及び喫煙に関する正しい知識の普及や生活習慣改善のための支援に取り組めます。

② 疾病の早期発見・早期対応

概要

生活習慣病の早期発見、早期対応の目的で、がん検診や歯周疾患検診等を実施しており、平成28年度の受診者数は、胃がん検診2,525人、肺がん検診7,369人、大腸がん検診6,627人、前立腺がん検診3,197人、子宮がん検診4,306人、乳がん検診3,168人、歯周疾患検診54人でした。

また、国民健康保険の特定健康診査の受診者数は7,466人でした。

特定健康診査の結果、メタボリックシンドローム該当者及びその予備群と判定された304人に特定保健指導を実施しました。（平成29年9月末時点）

◆第4章 施策の展開◆

受診率を向上するため、がん検診・歯周疾患検診と特定健康診査の一体型受診券の発行、健診の種類、内容、受け方等をわかりやすく紹介した「けんしんガイド」の全戸配布、ケーブルテレビでのPR番組の放送等により周知を図りました。

また、受診しやすい体制の整備として、医療機関で受ける個別検診の他、保健センター等で集団健診として、がん検診、特定健診のセット検診を休日に実施しています。

今後の取組

疾病の早期発見、早期対応をすることで、生活習慣病の発症、重症化予防が可能になります。

がん検診、特定健診、歯周疾患検診については、検診受診のための必要性を周知し、受診しやすい仕組みづくりをさらに進めるため、健康づくりに関する様々な団体・組織で構成する「周南市健康づくり推進協議会」と協働し、取組の強化を図っていきます。

(2) 総合的な自立支援、介護予防・重度化防止の推進及び評価

① 新しい総合事業によるサービスの提供

概要

平成29年度より、介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、多様な主体による多様なサービスの提供を行っています。

周南市における介護予防・日常生活支援総合事業の実施体制

| 介護予防・生活支援サービス事業 | | |
|-------------------|------------|--------------------|
| サービス類型 | サービス種類 | 備考 |
| 訪問型サービス | 総合事業訪問介護 | 従前の訪問介護に相当するサービス |
| | 自立支援訪問介護 | 緩和した基準によるサービス |
| | 地域支え合い訪問介護 | 住民主体によるサービス |
| 通所型サービス | 総合事業通所介護 | 従前の通所介護に相当するサービス |
| | 自立支援通所介護 | 緩和した基準によるサービス |
| | 地域支え合い通所介護 | 住民主体によるサービス |
| その他の生活支援サービス | | |
| 介護予防ケアマネジメント事業 | ケアマネジメントA | 従前の介護予防支援に相当するサービス |
| | ケアマネジメントB | 緩和した基準によるサービス |
| | ケアマネジメントC | 緩和した基準によるサービス |
| 一般介護予防事業 | | |
| 介護予防把握事業 | | |
| 介護予防普及啓発事業 | | |
| 地域介護予防活動支援事業 | | |
| 一般介護予防事業評価事業 | | |
| 地域リハビリテーション活動支援事業 | | |

今後の取組

自立支援訪問介護のサービス提供体制を充実させることにより、訪問型サービスの担い手不足解消を図るとともに、生活支援体制整備事業におけるコーディネーターと協議体の活動を活発化させ、地域支え合い訪問介護・地域支え合い通所介護のサービス提供体制の充実に取り組みます。

また、訪問型サービスにおける移動支援や、「その他の生活支援サービス」の提供体制の構築に努めます。

② 介護予防の普及**概要**

運動・口腔・認知症予防をテーマとした「しゅうなん出前トーク」を実施し、介護予防に対する意識向上に取り組んでいます。

また、高齢者本人を取り巻く環境アプローチも含め「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけるため、週1回「いきいき百歳体操」に取り組む住民運営の通いの場を積極的に立ち上げる活動を行っています。

今後の取組

引き続き、介護予防に対する市民の意識向上に取り組むとともに、歩いて通える身近な範囲に「いきいき百歳体操」に取り組む住民運営の通いの場ができるよう、計画的・積極的な普及啓発に努めます。

③ 市民の自主的な介護予防活動に対する支援**概要**

週1回「いきいき百歳体操」に取り組む住民運営の通いの場に対しては、立ち上げ・継続支援として、初回から4回目まで、及び3か月後・1年後・その後1年に1回、保健師等による体力測定等の支援を行っており、支援者には介護予防リーダーの積極的な活用も行っています。

また、効果的な介護予防推進となるよう、3か月後・1年後の支援の際には、作業療法士や理学療法士の派遣を行っています。2年後以降については、言語聴覚士を派遣しており、口腔ケアも含め、運動・認知症予防等を考慮した総合的な支援を行っています。

ふれあい・いきいきサロンについては、実施箇所が減少傾向にあるため、積極的にサロンに出向き、活動の継続を支援するとともに、担い手研修会を実施しています。

介護予防リーダーに対しては、活動の場を提供するとともに、育成支援として研修会を実施しています。

今後の取組

住民運営の通いの場が継続的に運営され、より効果的な活動となるよう、平成29年度に関係者間で作成した「専門職版 住民運営の通いの場支援ルール」に沿って、市民の自主活動を支援します。

また、引き続きふれあい・いきいきサロンの活動支援、介護予防リーダーの育成支援に取り組みます。

◆第4章 施策の展開◆

| 事業内容 | 実績値 | 計画値 | | |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成28年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 住民運営の通いの場 箇所数(か所) | 66 | 90 | 100 | 110 |

④ 自立支援、介護予防・重度化防止の評価

概要

高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、保険者機能を強化し、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組を推進することが重要です。

今後の取組

自立支援、介護予防・重度化防止に係る目標を設定し、研究及び分析、評価をした上で、サービスの改善や開発につなげます。

(3) 高齢者への生活支援事業の推進

概要

移動手段の確保策として、中山間地域において地域特性に応じた「コミュニティ交通」の導入等を行っています。

見守り配食事業については配食数が減ってきています。原因としては、利用者が他の介護サービスを利用し、1週間の内、配食が必要ない日が増えたこと等が考えられます。

「ねたきり高齢者紙おむつ給付」については、市広報等で周知を図り、平成28年度は受給者が増加しましたが、平成26年度と比較すると減少しています。介護福祉施設やサービス付き高齢者向け住宅の増加等により、在宅のねたきり高齢者が減少したことによると思われます。

今後の取組

高齢者の通院や買物等、日常生活を送る上での移動手段の確保は大変重要です。

中山間地域においては、引き続き、既存の公共交通の代替や補完をする交通手段である「コミュニティ交通」の導入等、関係部局と連携した取組を進めます。

また、見守り配食サービスについて、利用者が他の介護サービスを利用する、あるいは民間でも同様のサービスが展開されてきたことから配食数が減少しており、今後は利用者の動向をみながら、事業実施について検討します。

| 事業内容 | 実績値 | 計画値 | | |
|---------------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成28年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 見守り配食事業配食数(食) | 23,298 | 23,000 | 22,000 | 21,000 |

2. 高齢者が活躍できる社会づくりの推進

(1) 高齢者が地域で活躍できる場の創出

概要

高齢者の持つ知識、経験、技術等を発揮できる環境をつくるために、周南市老人クラブ連合会との連携による「輝きクラブ周南」「向道湖福祉農園」「シルバースポーツ大会」等高齢者の社会参加に向けた事業を実施するとともに、補助金の交付を行い老人クラブ活動の支援を行っています。

生涯現役社会づくりを進めるために、「輝き周南大学」を通じたリーダーの養成や「向道湖福祉農園」での作業、「シルバースポーツ大会」を通じた交流等を行っています。

高齢者が交流できる場として、老人福祉センター、老人休養ホーム、老人憩の家等の運営を行っています。

今後の取組

① 老人クラブへの支援

高齢者の生きがい、奉仕、健康づくりに寄与していくための事業を展開できるよう、老人クラブの活動に対し、支援を行います。

周南市老人クラブ連合会「輝きクラブ周南」と連携を密にして、「輝き周南大学」「向道湖福祉農園」「シルバースポーツ大会」等の高齢者の社会参加に向けた事業に取り組むとともに、老人クラブの会員増加策を図ります。

② 活動を通じた仲間づくり

高齢者ニーズに対応した老人クラブの展開を支援し、地域における介護予防の取組やスポーツ大会等、特色のある活動を通して、高齢者の仲間づくりや、生きがい活動、健康づくりを進めます。

③ リーダーの育成

「輝き周南大学」や老人大学校へ新規の参加を促進し、地域リーダーの育成を図ります。

(2) 高齢者が就労・社会参加しやすい環境づくりの推進

概要

就労の機会を確保し、高齢者が働くことを通じて生きがいを得られるよう、シルバー人材センターに対する支援や高齢者生産活動センターの設置を行っています。

高齢者生産活動センターでは、伝統工芸である山代和紙製造技術の継承を行っています。

今後の取組

① シルバー人材センター

高齢者に、ライフスタイルに合わせた臨時的・短期的な就業を提供するとともに、今後ニーズが高まるとされる自立支援訪問介護のサービス提供事業所として、受け入れ人数の拡大に取り組んでいただき、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上を図ります。

② 高齢者生産活動センター

高齢者生産活動センターは、高齢者の就業の機会の増大、高齢者相互の交流及び健康の増進、教養の向上等福祉の増進を総合的に推進することを目的として整備された施設です。

農産物等の加工体験を通じた生産の喜びや生きがいづくりの場として、また、伝統技術の継承のため、利用者の増加を図ります。

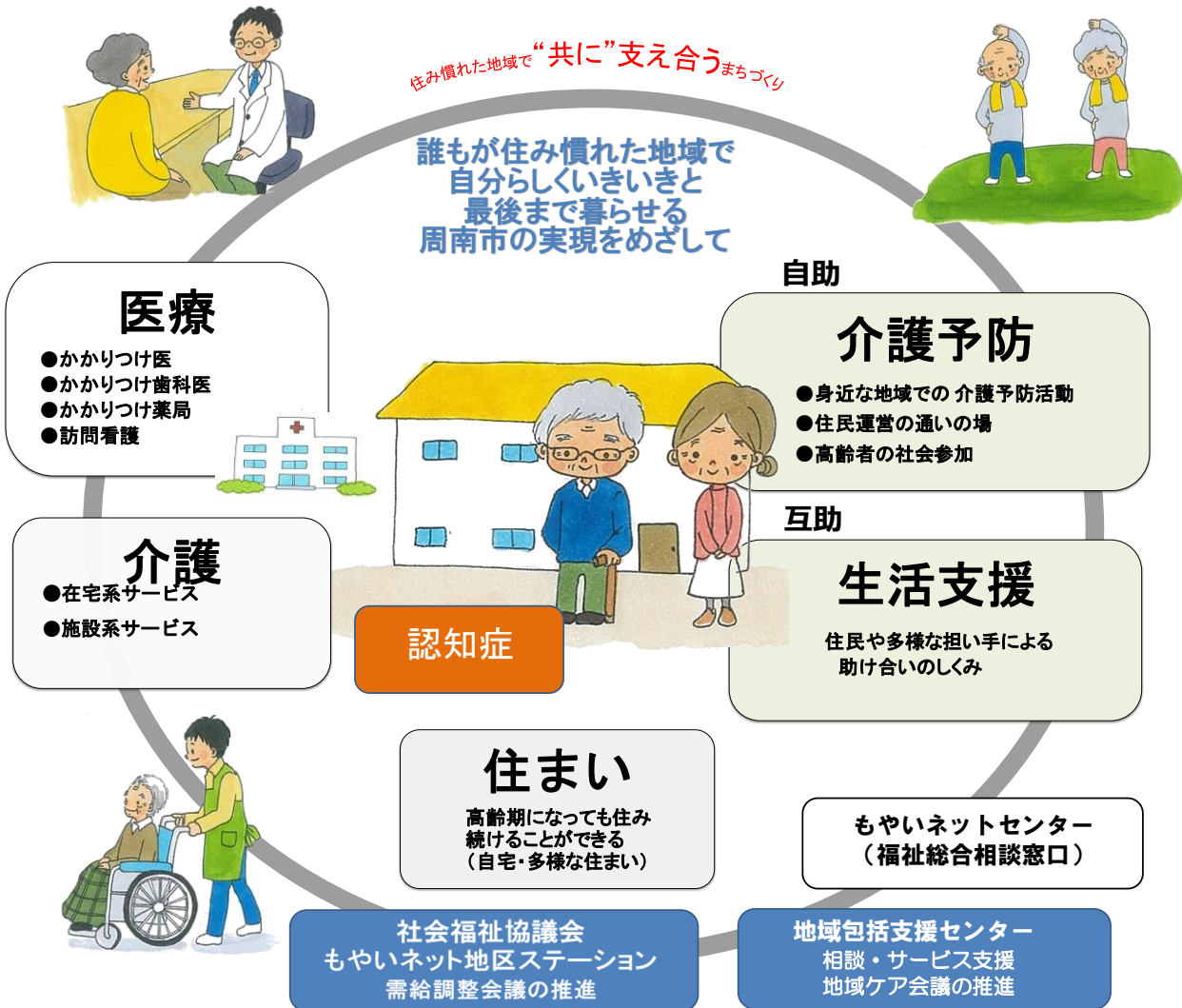
③ 高齢者の社会参加

高齢者が地域社会で自立した生活を営むためには、生きがいを持って日常生活を過ごすことが重要です。具体的には、高齢者が趣味や特技、サークル活動等を通して、地域や社会を構成する一員として、社会貢献できる場を提供するとともに、生活支援サービスの担い手となる等、高齢者が支えられるだけでなく、支える側でも活躍できる仕組みづくりを検討します。



3. 地域包括ケアシステムの深化・推進

■周南市における地域包括ケアシステムのイメージ図■



(1) 相談・支援体制の充実

地域包括支援センターの機能強化

概要

平成28年度に地域包括支援センターの再編を行ったことにより、地域包括支援センター5か所、ブランチ2か所、サテライト1か所の相談・支援体制としています。

| 名称 | 担当地区 |
|----------------------------------|--------------------|
| いきいきさぼーと周南北部 (周南北部地域包括支援センター) | 須々万・長穂・向道・中須・須金・鹿野 |
| 高齢者相談コーナー(サテライト) やまなみ荘 | 鹿野 |
| いきいきさぼーと周南東部 (周南東部地域包括支援センター) | 久米・櫛浜・鼓南・(熊毛) |

◆第4章 施策の展開◆

| 名称 | 担当地区 |
|-------------------------------------|---------------------------|
| 高齢者相談コーナー（ブランチ） 天王園在宅介護支援センター | 熊毛 |
| いきいきさぼーとつづみ園 （つづみ園地域包括支援センター） | 周陽・桜木・秋月・岐山・大津島 |
| いきいきさぼーと徳山医師会 （徳山医師会地域包括支援センター） | 遠石・関門・中央・今宿 |
| いきいきさぼーと周南西部 （周南西部地域包括支援センター） | 富田・菊川 （福川・夜市・戸田・湯野・和田） |
| 高齢者相談コーナー（ブランチ） 西部いきいきさぼーとステーション | 福川・夜市・戸田・湯野・和田 |

今後の取組

現体制での相談・支援体制を再度検証し、人員体制等について検討します。

また、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布されたことから、平成30年度より、地域包括支援センターの評価を行います。この評価に基づき、必要な措置を講ずることにより、実施事業の質を高め、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を続けられるよう、地域包括支援センターの機能強化を図ります。

（2）地域での生活を支える基盤づくりの推進

概要

全市的高齢者見守り体制「もやいネット」の強化のため、市内の全小学校区にあたる31地区に「もやいネット地区ステーション」を設置しています。また、「もやいネット支援事業者（見守り協定事業者）」も67社（平成30年2月末現在）に拡大しており、高齢者が要介護状態になってもできる限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者を地域全体で見守り、支える体制づくりを推進していきます。

また、地域での助け合いを創出し、地域全体で高齢者の生活を支える体制を整えるため、生活支援体制整備事業に取り組んでいます。生活支援体制整備事業では、生活支援等の体制整備に向けた調整役としての「生活支援コーディネーター」、定期的な情報共有・連携強化のための話し合いの場としての「協議体」を、市全体を対象とした「第1層」と、各地域を対象とした「第2層」で、それぞれ配置・設置する必要があります。

本市では、この事業を全市的に推進するため、「共に支え合うまちづくりフォーラム」や「住民ワークショップ」を開催し、普及啓発を行っています。

① 第1層の活動状況

平成27年度より、生活支援コーディネーターによる市全域のニーズ把握や、第2層協議体の立ち上げ支援等を行っています。また、平成28年度以降、第1層協議体の準備会を3回開催し、平成29年度には第1回の協議体を開催しています。

② 第2層の活動状況

本市では、市内31地区で事業を進めることとしており、もやいネット地区ステーションで活動する「地域福祉コーディネーター」を生活支援コーディネーターとして配置しています。協議体については、31地区のうち、1地区（桜木地区）で活動が行われています。

今後の取組

平成30年度中に、第2層の全地区で協議体が設置できるよう、立ち上げ支援を行います。また、協議体での話し合いの中で、地域の助け合いの仕組みが構築されるよう、情報提供・活動支援を行っていきます。

さらに、近年の地震や豪雨災害等において多くの高齢者が犠牲となったことを踏まえ、「避難行動要支援者名簿」等を活用し、災害時等で特に配慮が必要となる高齢者等への支援体制を強化します。

(3) 地域ケア会議の推進**概要**

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤づくりを同時に進めていくため、「周南市版地域ケア会議運用マニュアル」に基づき「個別ケア会議」、「圏域ケア会議」を実施しています。

併せて、今後の地域ケア会議を充実させるため、市と地域包括支援センターの連絡会議を開催しています。

今後の取組

高齢者の尊厳を保持するため、多職種の協働のもと、生活の質（QOL）の向上を目指し、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、地域で高齢者を支える地域包括支援ネットワークの構築を推進します。

また、生活支援体制整備事業における協議体や、既存の組織と連携して、地域ケア会議を充実させることにより、地域課題の抽出・対策の検討に取り組みます。

| 事業内容 | 実績値 | 計画値 | | |
|--------------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成28年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 個別ケア会議の開催（回） | 27 | 30 | 30 | 30 |
| 圏域ケア会議の開催（回） | 7 | 7 | 7 | 7 |

(4) 在宅医療・介護連携の推進**概要**

これまで徳山医師会や医療・介護の関係者が自主的に構築してきたネットワークを発展させ、平成28年度より、本市の在宅医療介護連携推進の仕組みを「あ・うんネット周南」と総称することになりました。

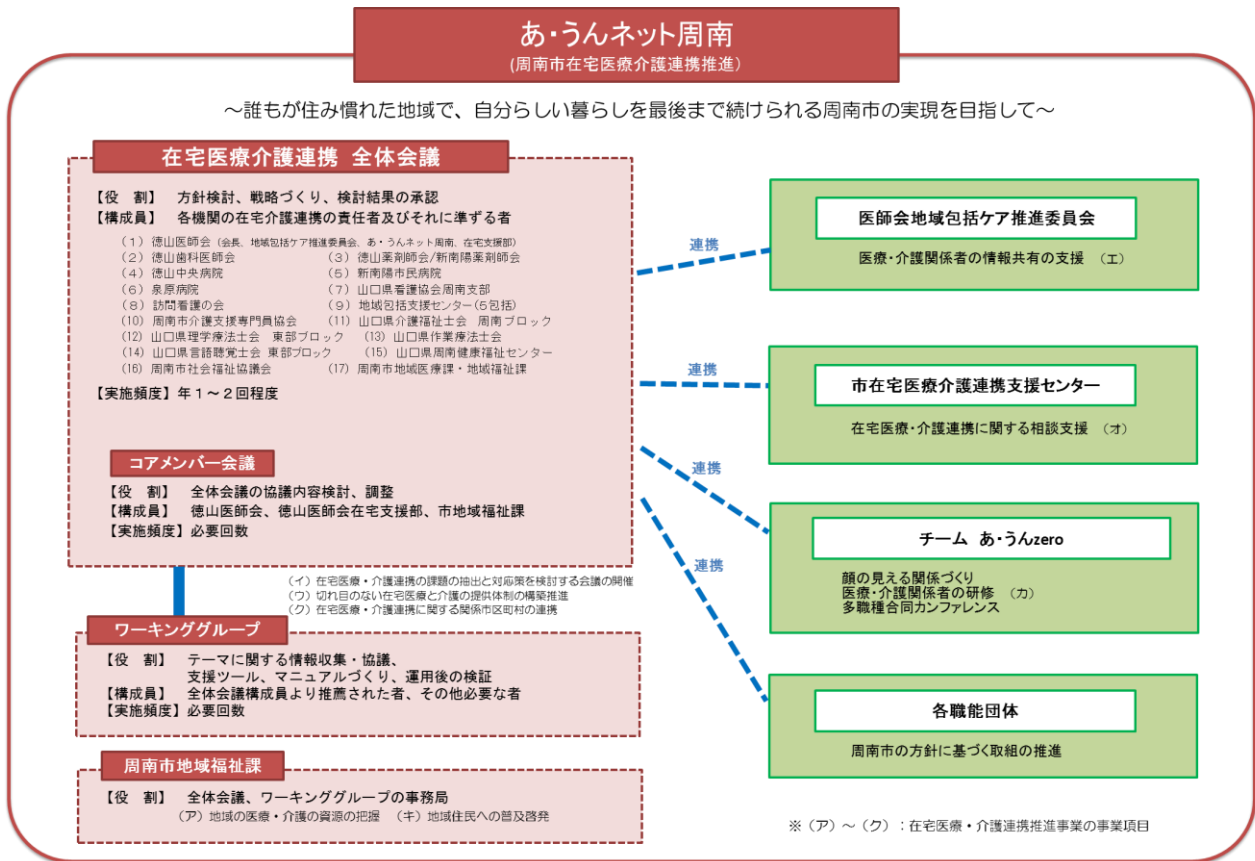
この一環として、平成28年9月には、在宅医療・介護連携に関する課題の抽出と対応策を検討する場として、市内の医療・介護・行政関係者からなる「在宅医療介護連携会議」が発足しました。

全体会議で検討した方針に基づき設置された平成28年度のワーキンググループ会議では、在宅療養支援として、退院時における病院や在宅医、ケアマネジャー等介護関係者間の市内共通ルールとして、「周南市版退院支援ガイド」を作成し、平成29年7月より運用を開始しています。

在宅医療・介護連携に関する相談支援としては、「周南市在宅医療介護連携支援センター」を徳山医師会内に設置し、医療・介護の専門職種からの連携に関する質問や相談に対応しています。

医療・介護関係者の研修については、市主催の研修会の他、多職種有志グループ「チームあ・うんzero」の取組を支援する形で、講演会や事例検討会を開催しています。

◆第4章 施策の展開◆



| 事業内容 | 実績値 | 計画値 | | |
|---------------------------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成28年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| あ・うんネット周南在宅医療介護連携会議の開催(回) | 28 | 25 | 25 | 25 |
| 医療・介護関係者研修会の開催(回) | 2 | 3 | 3 | 3 |

今後の取組

だれもが住み慣れた地域で、安心して、最後まで暮らすことができる周南市の実現を目指し、今後も継続して在宅医療と介護の連携推進に向けた各種事業に取り組みます。

様々な場面において関係者の顔の見える関係構築をさらに推進するとともに、在宅医療介護連携会議においては、急変時対応や看取りの課題について対応策を検討し、専門職や市民を対象とした啓発や環境づくりを進めていきます。

(5) 認知症施策の総合的な推進

① 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進

概要

認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する「認知症サポーター」を拡大するため、「認知症サポーター養成講座」を実施しています。また、一般市民を対象とした「認知症講演会」を開催しています。

今後の取組

認知症サポーターの講師役である「キャラバンメイト」を活用して、地域住民をはじめ、事業者や児童・生徒等、高齢者と接する様々な方に、認知症サポーター養成講座を実施するとともに、受講した認知症サポーターの活動の場を作り、活用を促進できるよう図っていきます。

| 事業内容 | 実績値 | 計画値 | | |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成28年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 認知症サポーター数 累計（人） | 10,724 | 13,000 | 14,000 | 15,000 |

② 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供**概要**

平成28年5月に、認知症の症状に合わせ、医療や介護等のサービスの情報提供を行うツールとして、「周南市認知症安心ガイド」（認知症ケアパス）を発行し、関係機関に配付するとともに、ホームページに掲載しています。

市及び各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、医療機関や地域の支援機関の連携の支援や、認知症の人やその家族への相談支援を行っています。

また、もやいネットセンター内に、認知症初期集中支援チームを配置し、認知症が疑われる在宅高齢者や、医療サービス・介護サービスを受けていない人または中断している人、及び家族の支援を行っています。

さらに、軽度認知障害（MCI）の疑いのある高齢者を早期発見し、適切な生活習慣病の改善や予防活動へつなげるため、認知症検査事業を実施しています。

今後の取組

認知症ケアパスの内容を精査し、改訂版の作成及び一般市民への普及に努めます。

また、認知症地域支援推進員による相談支援体制を充実させ、認知症初期集中支援チームを中心に、関係機関との連携を図り、認知症の疑いがある在宅高齢者を早期発見し、早期診断・早期対応に努めていきます。

③ 認知症の人の介護者への支援**概要**

認知症の人を介護する家族の負担軽減を図るため、「認知症高齢者家族やすらぎ支援事業」を実施しています。

また、認知症家族会の活動や認知症カフェの運営を支援するとともに、男性介護者の集いを実施しています。

今後の取組

引き続き、認知症家族会の活動を支援するとともに、認知症の人を介護する家族の負担を軽減する事業を実施します。

◆第4章 施策の展開◆

④ 若年性認知症に関する支援

概要

もやいネットセンターで、若年性認知症に対する相談を受ける体制を整備しています。

今後の取組

山口県の相談窓口や、市の関係課と連携し、若年性認知症の人に対する就労・社会参加支援等を推進していきます。

⑤ 認知症徘徊SOSネットワークづくり

概要

平成27年度から高齢者が徘徊等で行方不明となった時、警察だけでなく、地域や事業所との連携で不明者の早期発見、身元確認につなげる「もやい徘徊SOSネットワーク」が本格稼働しており、地域ぐるみで高齢者を見守る体制をさらに強化し、適切な支援を継続します。

今後の取組

市域を超えた徘徊等に近隣市と連携し対応を行い、認知症徘徊SOSネットワークを広げていきます。

(6) 虐待防止・権利擁護の推進

概要

平成28年1月にもやいネットセンターに福祉総合相談窓口を設置し、相談窓口の周知や、地域包括支援センターをはじめ様々な関係機関との連携によって、高齢者虐待防止の取組や高齢者虐待の早期発見に取り組むとともに、成年後見制度の相談支援等の適切な支援に取り組むことで、高齢者が安心・安全な生活を送ることができるよう支援を行っています。

| 相談内容 | 平成28年度 |
|--------------------|--------|
| 虐待・DVに関すること（件） | 86 |
| 成年後見・権利擁護に関すること（件） | 106 |
| 認知症に関すること（件） | 321 |

今後の取組

引き続き、高齢者虐待防止、早期発見の取組を推進するとともに、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の普及啓発・利用促進や活用により、自立した日常生活の援助や金銭管理の援助等に取り組めます。

(7)安心できる居住の場（住まい）の確保

概要

高齢者を取り巻く家族の状況、健康状態、経済状況等が多様化する中、高齢者のニーズに対応した住まいの確保が求められています。

養護老人ホームきさんの里は、築50年が経過し、耐震性や施設設備の老朽化の面で十分な機能を満たしておらず、プライバシー保護が十分でない多床室となっています。

今後の取組

住宅担当部局と連携をはかり、高齢者が日常生活において、安心・安全に暮らすことができるための住宅を確保するとともに、医療・介護サービスや生活支援サービスが利用できる居住環境の実現を図るために、「公営住宅の高齢者向け住戸供給」「建替え等が行われる公営住宅団地（100戸以上）の生活支援に資する施設の設置」の検討、実施を進めます。

また、養護老人ホームきさんの里は、平成32（2020）年度に全室個室として改築する予定です。なお、定員は現在130人ですが、現在の利用状況、今後の人口予測等を考慮して110人とします。



4. 介護保険制度の円滑な運営

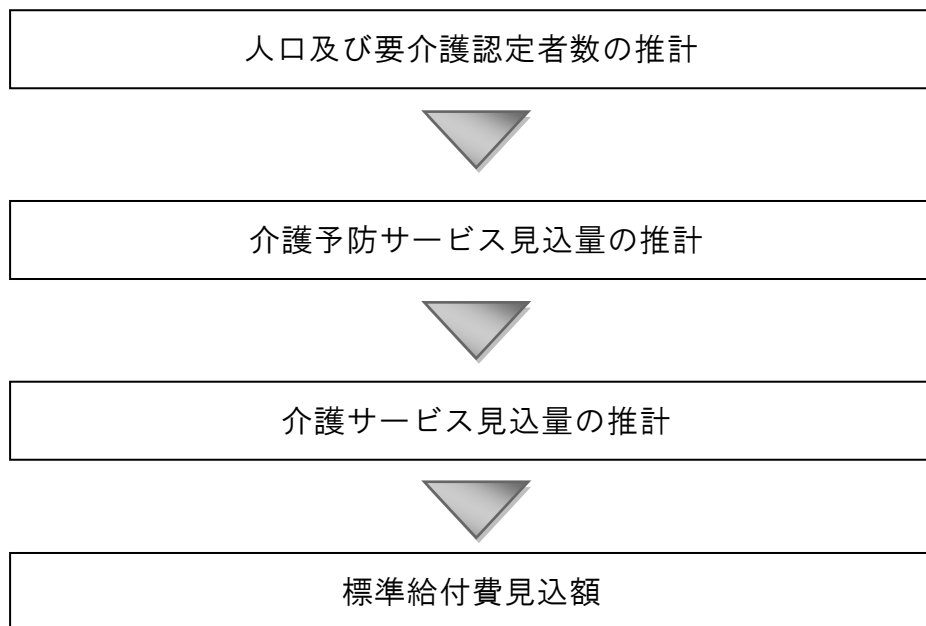
(1) 介護保険サービスの事業量及び給付費の見込み

① 推計の流れ

本計画では、高齢化が一段と進む平成37(2025)年度に向けた地域包括ケアシステムの構築を見据え、要介護(要支援)認定者数の実績や給付実績を基に、国の示した推計手順に従い、第7期計画期間(平成30(2018)年度～平成32(2020)年度)、及び平成37(2025)年度の推計を行います。

推計の流れは以下のとおりです。

■推計の流れ■



② 総人口及び高齢者人口の将来推計

平成27年国勢調査の人口を用いて、平成37（2025）年度までの人口を推計すると、総人口は今後も減少するものと予測されます。

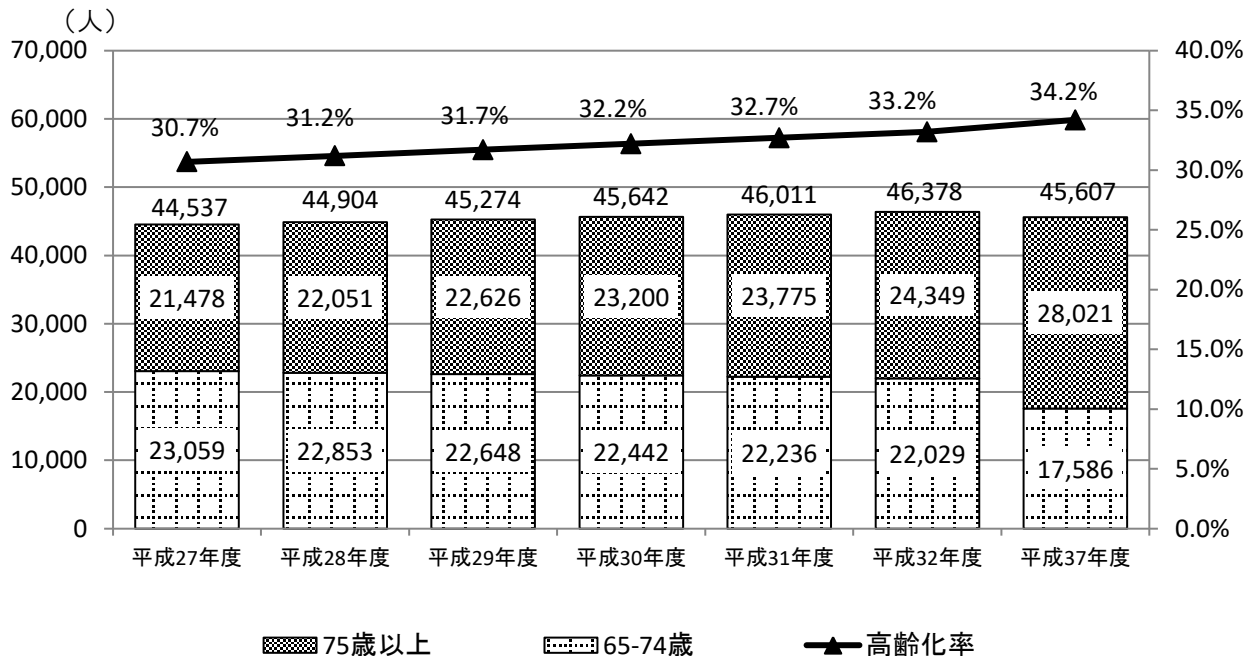
一方、65歳以上の人口は、平成32（2020）年度まで増加し、その後は減少しますが、75歳以上の人口は今後も増加するものと見込まれています。

■人口の推計■

(単位:人)

| | 第6期 | | | 第7期 | | | 増減率 (H32/30) | 平成37年度 |
|---------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------------|---------|
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | | |
| 総人口 | 144,842 | 143,795 | 142,748 | 141,700 | 140,653 | 139,606 | 98.5% | 133,399 |
| | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | 100.0% |
| 第2号被保険者 (40～64歳) | 47,695 | 47,094 | 46,492 | 45,892 | 45,290 | 44,689 | 97.4% | 42,570 |
| | 32.9% | 32.8% | 32.6% | 32.4% | 32.2% | 32.0% | | 31.9% |
| 第1号被保険者 (65歳以上) | 44,537 | 44,904 | 45,274 | 45,642 | 46,011 | 46,378 | 101.6% | 45,607 |
| | 30.7% | 31.2% | 31.7% | 32.2% | 32.7% | 33.2% | | 34.2% |
| 前期高齢者 (65～74歳) | 23,059 | 22,853 | 22,648 | 22,442 | 22,236 | 22,029 | 98.2% | 17,586 |
| | 15.9% | 15.9% | 15.9% | 15.8% | 15.8% | 15.8% | | 13.2% |
| 後期高齢者 (75歳以上) | 21,478 | 22,051 | 22,626 | 23,200 | 23,775 | 24,349 | 105.0% | 28,021 |
| | 14.8% | 15.3% | 15.9% | 16.4% | 16.9% | 17.4% | | 21.0% |

■高齢者数及び高齢化率の推移■



※平成27年国勢調査の人口を用いて高齢化率を計算している。

◆第4章 施策の展開◆

③ 要介護（要支援）認定者数の将来推計

平成27年度から平成29年度の認定実績等に基づき、計画期間における要介護（要支援）認定者数を推計すると、今後、増加するものと予測されます。

■要介護（要支援）認定者数の推計■

【総数】

(単位：人)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 伸び率 ①※1 | 平成37年度 | 伸び率 ①※2 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------------|--------|------------|
| 総数 | 7,144 | 7,402 | 7,137 | 7,429 | 7,604 | 7,772 | 106.5% | 8,665 | 121.4% |
| 要支援1 | 994 | 1,042 | 1,015 | 1,045 | 1,040 | 1,054 | 103.1% | 1,044 | 102.9% |
| 要支援2 | 877 | 855 | 817 | 812 | 814 | 830 | 100.2% | 819 | 100.2% |
| 要介護1 | 1,693 | 1,830 | 1,896 | 1,952 | 2,010 | 2,052 | 105.7% | 2,364 | 124.7% |
| 要介護2 | 1,203 | 1,282 | 1,175 | 1,269 | 1,311 | 1,341 | 111.2% | 1,539 | 131.0% |
| 要介護3 | 880 | 887 | 803 | 830 | 856 | 883 | 106.6% | 1,030 | 128.3% |
| 要介護4 | 809 | 850 | 822 | 890 | 925 | 950 | 112.1% | 1,103 | 134.2% |
| 要介護5 | 688 | 656 | 609 | 631 | 648 | 662 | 106.2% | 766 | 125.8% |

【内 第1号被保険者】

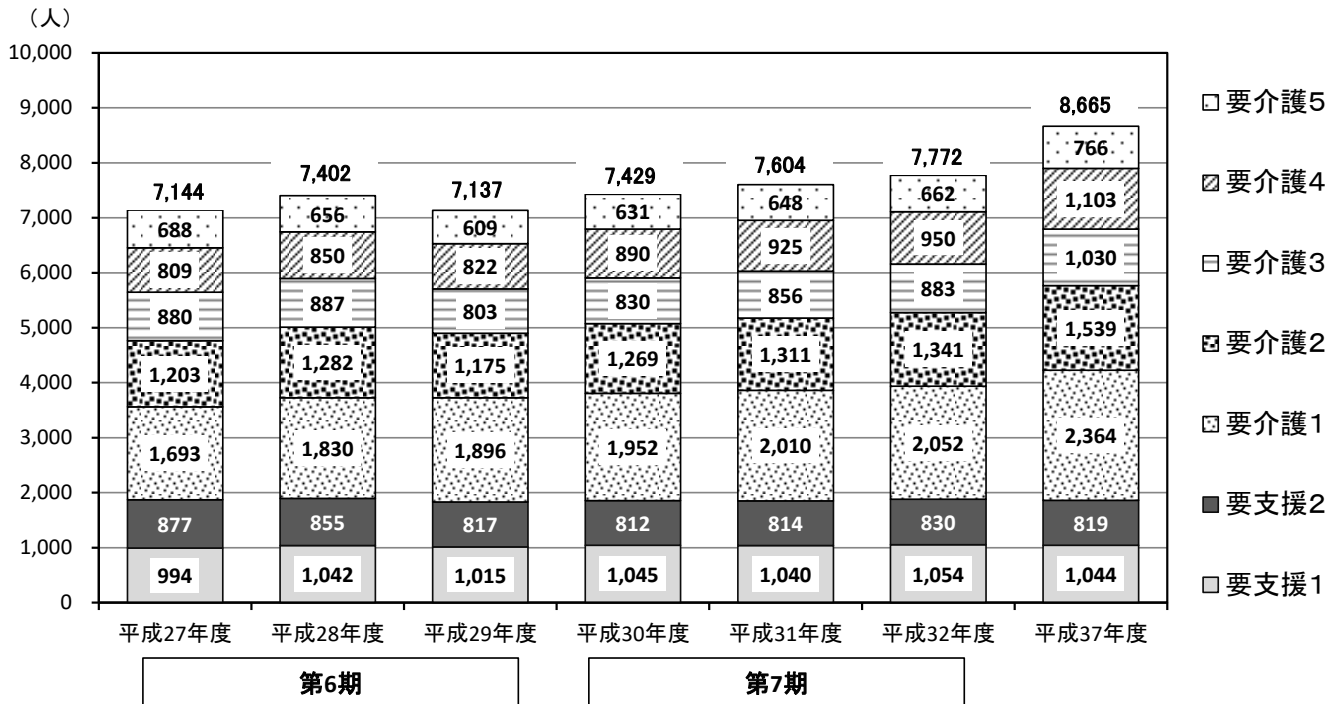
(単位：人)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 伸び率 ①※1 | 平成37年度 | 伸び率 ①※2 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------------|--------|------------|
| 総数 | 6,994 | 7,250 | 7,008 | 7,329 | 7,527 | 7,705 | 107.3% | 8,602 | 122.7% |
| 要支援1 | 981 | 1,025 | 998 | 1,034 | 1,032 | 1,047 | 104.0% | 1,037 | 103.9% |
| 要支援2 | 857 | 839 | 798 | 794 | 795 | 810 | 100.2% | 799 | 100.1% |
| 要介護1 | 1,644 | 1,788 | 1,863 | 1,928 | 1,995 | 2,044 | 106.8% | 2,358 | 126.6% |
| 要介護2 | 1,181 | 1,257 | 1,158 | 1,252 | 1,298 | 1,330 | 111.7% | 1,529 | 132.0% |
| 要介護3 | 859 | 863 | 785 | 816 | 846 | 873 | 107.6% | 1,020 | 129.9% |
| 要介護4 | 793 | 835 | 808 | 877 | 913 | 939 | 112.6% | 1,093 | 135.3% |
| 要介護5 | 679 | 643 | 598 | 628 | 648 | 662 | 108.0% | 766 | 128.1% |

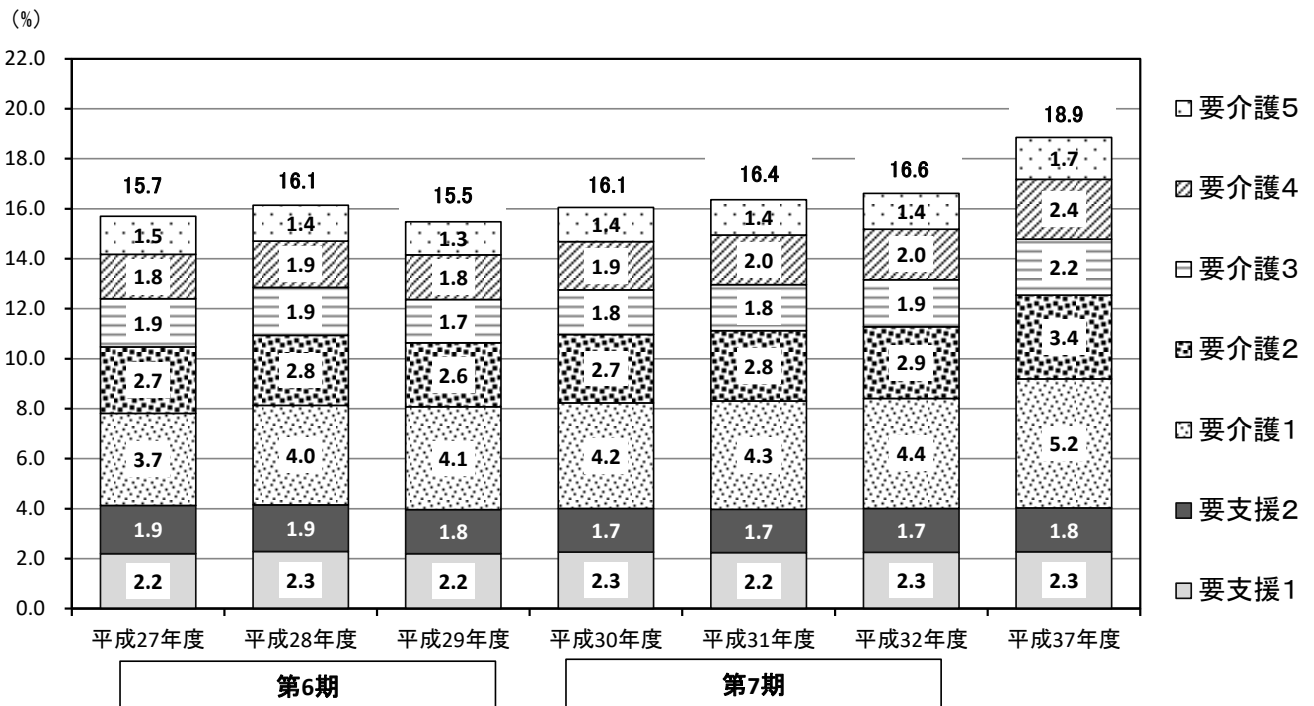
※1 第7期平均値/平成29年度の値×100

※2 平成37(2025)年度の値/平成29年度の値×100

■要介護（要支援）認定者数の推計（総数）■



■第1号被保険者要介護（要支援）別認定率の推計■



※平成27年国勢調査の人口を用いて認定率を計算している。

◆第4章 施策の展開◆

④ 介護予防サービス見込み量

平成27年度から平成29年度の給付実績等に基づき、サービス別の利用者数や利用見込回数（年間）を推計し、サービス給付費の見込額を算定しました。

（単位：千円、回／月、日／月、人／月）

| | | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成37年度 |
|--------------------------|------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| (1) 介護予防サービス | | | | | |
| 介護予防訪問介護 | 給付費 | | | | |
| | 人数 | | | | |
| 介護予防訪問入浴介護 | 給付費 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 回数 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 人数 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防訪問看護 | 給付費 | 11,105 | 11,033 | 11,033 | 11,321 |
| | 回数 | 170.0 | 170.0 | 170.0 | 175.0 |
| | 人数 | 34 | 34 | 34 | 35 |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 給付費 | 7,575 | 7,812 | 7,909 | 7,506 |
| | 回数 | 225.7 | 232.5 | 235.3 | 223.4 |
| | 人数 | 34 | 41 | 49 | 61 |
| 介護予防居宅療養管理指導 | 給付費 | 3,226 | 3,157 | 3,456 | 4,210 |
| | 人数 | 30 | 30 | 33 | 40 |
| 介護予防通所介護 | 給付費 | | | | |
| | 人数 | | | | |
| 介護予防通所リハビリテーション | 給付費 | 144,437 | 167,639 | 193,318 | 241,452 |
| | 人数 | 419 | 490 | 567 | 714 |
| 介護予防短期入所生活介護 | 給付費 | 10,981 | 14,600 | 19,602 | 38,895 |
| | 日数 | 141.3 | 187.4 | 250.8 | 496.4 |
| | 人数 | 15 | 17 | 20 | 25 |
| 介護予防短期入所療養介護(老健) | 給付費 | 1,356 | 1,457 | 1,557 | 2,746 |
| | 日数 | 15.0 | 16.0 | 17.0 | 30.0 |
| | 人数 | 4 | 4 | 4 | 6 |
| 介護予防短期入所療養介護(病院等) | 給付費 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 日数 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 人数 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防福祉用具貸与 | 給付費 | 45,199 | 50,742 | 58,241 | 74,152 |
| | 人数 | 628 | 706 | 811 | 1,033 |
| 特定介護予防福祉用具購入費 | 給付費 | 3,926 | 4,396 | 4,865 | 5,829 |
| | 人数 | 16 | 18 | 20 | 24 |
| 介護予防住宅改修 | 給付費 | 18,672 | 21,310 | 23,949 | 31,036 |
| | 人数 | 21 | 24 | 27 | 35 |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | 給付費 | 6,272 | 7,529 | 8,784 | 11,922 |
| | 人数 | 10 | 12 | 14 | 19 |
| (2) 地域密着型介護予防サービス | | | | | |
| 介護予防認知症対応型通所介護 | 給付費 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 回数 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 人数 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 給付費 | 11,038 | 12,543 | 14,043 | 21,668 |
| | 人数 | 15 | 17 | 19 | 30 |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 給付費 | 5,566 | 5,568 | 5,568 | 8,352 |
| | 人数 | 2 | 2 | 2 | 3 |
| (3) 介護予防支援 | 給付費 | 67,602 | 67,627 | 67,625 | 67,616 |
| | 人数 | 1,244 | 1,244 | 1,244 | 1,244 |
| 合計 | 給付費 | 336,955 | 375,413 | 419,950 | 526,705 |

⑤ 介護サービス見込み量

平成27年度から平成29年度の給付実績や今後の施設整備の動向等に基づき、サービス別の利用者数や利用見込回数（年間）を推計し、サービス給付費の見込額を算定しました。

（単位：千円、回／月、日／月、人／月）

| | | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成37年度 |
|-------------------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|
| (1) 居宅サービス | | | | | |
| 訪問介護 | 給付費 | 1,037,668 | 1,063,450 | 1,070,032 | 1,326,679 |
| | 回数 | 36,585.7 | 37,424.0 | 37,607.2 | 46,675.8 |
| | 人数 | 1,162 | 1,204 | 1,234 | 1,360 |
| 訪問入浴介護 | 給付費 | 29,339 | 28,938 | 30,595 | 35,818 |
| | 回数 | 210.2 | 207.3 | 219.3 | 256.7 |
| | 人数 | 45 | 46 | 47 | 50 |
| 訪問看護 | 給付費 | 151,152 | 152,326 | 155,427 | 165,961 |
| | 回数 | 2,259.9 | 2,279.0 | 2,319.6 | 2,480.1 |
| | 人数 | 342 | 342 | 342 | 345 |
| 訪問リハビリテーション | 給付費 | 67,660 | 75,826 | 81,703 | 104,518 |
| | 回数 | 1,923.6 | 2,154.8 | 2,320.8 | 2,968.5 |
| | 人数 | 190 | 195 | 200 | 240 |
| 居宅療養管理指導 | 給付費 | 63,837 | 68,413 | 71,646 | 81,156 |
| | 人数 | 568 | 611 | 642 | 726 |
| 通所介護 | 給付費 | 1,435,043 | 1,479,740 | 1,490,234 | 1,532,297 |
| | 回数 | 16,318.0 | 16,801.1 | 16,947.7 | 17,526.0 |
| | 人数 | 1,487 | 1,518 | 1,525 | 1,525 |
| 通所リハビリテーション | 給付費 | 544,038 | 549,754 | 548,603 | 596,016 |
| | 回数 | 5,617.0 | 5,689.3 | 5,695.3 | 6,117.6 |
| | 人数 | 668 | 681 | 691 | 760 |
| 短期入所生活介護 | 給付費 | 336,386 | 359,813 | 375,563 | 527,558 |
| | 日数 | 3,581.7 | 3,864.6 | 4,078.5 | 5,617.8 |
| | 人数 | 340 | 361 | 379 | 434 |
| 短期入所療養介護(老健) | 給付費 | 53,875 | 51,829 | 53,580 | 60,129 |
| | 日数 | 447.2 | 429.8 | 443.9 | 498.0 |
| | 人数 | 60 | 60 | 60 | 65 |
| 短期入所療養介護(病院等) | 給付費 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 日数 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 人数 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 福祉用具貸与 | 給付費 | 281,002 | 286,058 | 288,524 | 331,088 |
| | 人数 | 1,949 | 2,043 | 2,123 | 2,405 |
| 特定福祉用具購入費 | 給付費 | 10,827 | 10,827 | 10,827 | 10,827 |
| | 人数 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| 住宅改修費 | 給付費 | 24,091 | 24,091 | 24,091 | 24,091 |
| | 人数 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| 特定施設入居者生活介護 | 給付費 | 341,511 | 347,820 | 359,427 | 376,569 |
| | 人数 | 147 | 148 | 152 | 160 |

◆第4章 施策の展開◆

(単位:千円、回/月、日/月、人/月)

| | | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成37年度 |
|----------------------------|-----|------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| (2)地域密着型サービス | | | | | |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 給付費 | 25,031 | 36,425 | 36,425 | 36,425 |
| | 人数 | 22 | 32 | 32 | 32 |
| 夜間対応型訪問介護 | 給付費 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人数 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 認知症対応型通所介護 | 給付費 | 104,551 | 108,248 | 120,478 | 170,132 |
| | 回数 | 865.8 | 895.9 | 991.1 | 1,378.3 |
| | 人数 | 54 | 54 | 57 | 60 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 給付費 | 261,797 | 322,122 | 335,560 | 357,369 |
| | 人数 | 137 | 171 | 180 | 195 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 給付費 | 911,203 | 914,394 | 917,176 | 944,293 |
| | 人数 | 309 | 310 | 311 | 320 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 給付費 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人数 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 給付費 | 117,338 | 117,391 | 217,640 | 219,363 |
| | 人数 | 34 | 34 | 63 | 63 |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 給付費 | 0 | 63,479 | 63,479 | 63,479 |
| | 人数 | 0 | 29 | 29 | 29 |
| 地域密着型通所介護 | 給付費 | 421,110 | 494,202 | 539,145 | 799,417 |
| | 回数 | 4,144.2 | 4,809.6 | 5,197.1 | 7,475.6 |
| | 人数 | 340 | 350 | 360 | 400 |
| (3)施設サービス | | | | | |
| 介護老人福祉施設 | 給付費 | 1,675,226 | 1,715,595 | 1,717,861 | 1,759,848 |
| | 人数 | 561 | 574 | 575 | 590 |
| 介護老人保健施設 | 給付費 | 1,496,482 | 1,518,448 | 1,522,727 | 1,514,180 |
| | 人数 | 495 | 502 | 503 | 510 |
| 介護医療院(平成37年度は介護療養型医療施設を含む) | 給付費 | 231,881 | 281,816 | 339,884 | 432,119 |
| | 人数 | 56 | 69 | 83 | 107 |
| 介護療養型医療施設 | 給付費 | 209,771 | 159,929 | 101,861 | |
| | 人数 | 51 | 38 | 24 | |
| (4)居宅介護支援 | | | | | |
| | 給付費 | 484,268 | 481,751 | 480,685 | 512,297 |
| | 人数 | 3,025 | 3,026 | 3,027 | 3,213 |
| 合計 | | 給付費 | 10,315,087 | 10,712,685 | 10,953,173 |
| | | | | | 11,981,629 |

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

⑥ 総給付費

(単位:千円)

| | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成37年度 |
|---------|------------|------------|------------|------------|
| 在宅サービス | 5,656,792 | 6,019,608 | 6,182,195 | 7,241,688 |
| 居住系サービス | 1,264,552 | 1,275,311 | 1,290,955 | 1,341,136 |
| 施設サービス | 3,730,698 | 3,793,179 | 3,899,973 | 3,925,510 |
| 合計 | 10,652,042 | 11,088,098 | 11,373,123 | 12,508,334 |

⑦ 標準給付費の見込み

第7期計画における標準給付費見込額は以下のとおりであり、第7期計画合計で355億6千万円、地域支援事業費全体で20億6千万円と推計されます。

■標準給付費見込額の推計値■

(単位：千円)

| | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 合計 |
|-------------------|------------|------------|------------|------------|
| 総給付費 | 10,646,472 | 11,212,224 | 11,636,877 | 33,495,574 |
| 特定入所者介護サービス費等給付額 | 375,070 | 376,248 | 379,586 | 1,130,904 |
| 高額介護サービス費等給付額 | 254,067 | 259,499 | 274,147 | 787,714 |
| 高額医療合算介護サービス費等給付額 | 29,505 | 31,073 | 32,250 | 92,829 |
| 審査支払手数料 | 15,327 | 16,142 | 16,753 | 48,222 |
| 標準給付費見込額 | 11,320,442 | 11,895,187 | 12,339,614 | 35,555,243 |

※「総給付費」は、「在宅」「居住系」「施設」各サービスの給付費の合計値に、「一定以上所得者の利用負担の見直しに伴う財政影響額」「消費税率等の見直しを勘案した影響額」を加味した額である。

※千円単位で四捨五入しているため、各項目と合計欄の額が合致しない項目がある。

⑧ 地域支援事業費の推計

地域支援事業は、要支援・要介護状態になる前から介護予防を推進するとともに、要支援・要介護状態となった場合でも、できる限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために、市町村が実施する事業です。

地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療・介護連携体制、認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進します。

また、各事業を実施していく中で、実績を把握しつつ、実施状況の分析・評価を行い、効果的な事業を推進していきます。

■地域支援事業費の推計値■

(単位：千円)

| | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 合計 |
|------------------|---------|---------|---------|-----------|
| 介護予防・日常生活支援総合事業費 | 441,630 | 454,730 | 467,098 | 1,363,458 |
| 包括支援事業・任意事業費 | 230,172 | 234,592 | 235,665 | 700,429 |
| 地域支援事業費 | 671,802 | 689,322 | 702,764 | 2,063,888 |

※千円単位で四捨五入しているため、各項目と合計欄の額が合致しない項目がある。

■地域支援事業の量の見込み■

【介護予防・日常生活支援総合事業】

| | | 項目 | 単位 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|-----------------|-------------------|-------------------|----|--------|--------|--------|
| 介護予防・生活支援サービス事業 | 介護予防・生活支援サービス事業 | 訪問型サービス | 件 | 6,700 | 7,000 | 7,300 |
| | | 通所型サービス | 件 | 10,300 | 10,700 | 11,100 |
| | 介護予防ケアマネジメント事業 | 介護予防ケアマネジメント件数 | 件 | 9,000 | 9,400 | 9,700 |
| 一般介護予防事業 | 地域介護予防活動支援事業 | 住民運営の通いの場箇所数 | か所 | 90 | 100 | 110 |
| | 地域リハビリテーション活動支援事業 | リハビリテーション専門職員派遣回数 | 回 | 80 | 100 | 120 |

【包括的支援事業・任意事業】

| | | 項目 | 単位 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|-------------------|----------------|---------------|----|--------|--------|--------|
| 包括的支援事業 (任意事業) | 地域包括支援センター運営事業 | 設置箇所数 | か所 | 5 | 5 | 5 |
| | | 相談件数 | 件 | 7,200 | 7,200 | 7,200 |
| | もやいネットセンター推進事業 | 相談件数 | 件 | 2,500 | 2,500 | 2,500 |
| | 在宅医療・介護連携推進事業 | 会議・研修開催回数 | 回 | 28 | 28 | 28 |
| | 認知症施策総合推進事業 | 初期集中支援件数 | 件 | 13 | 15 | 15 |
| | | 認知症サポーター数(累計) | 人 | 13,000 | 14,000 | 15,000 |



(2) 日常生活圏域と介護保険サービスの基盤整備

① 周南市における日常生活圏域の設定

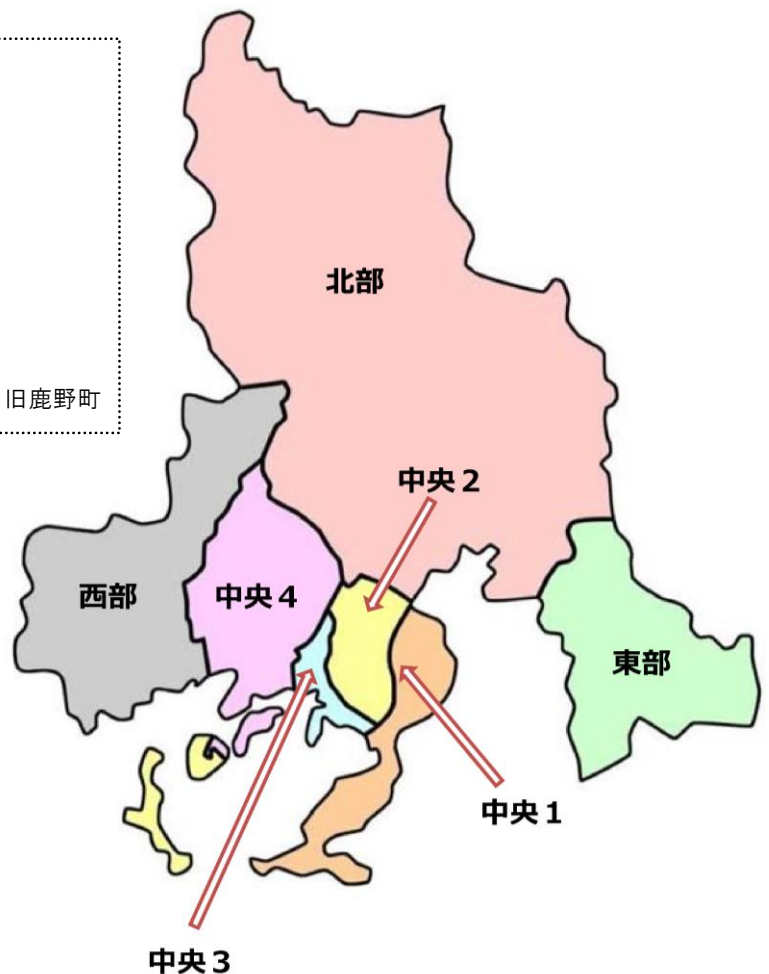
日常生活圏域は、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるように、身近な日常生活の区域ごとに介護サービスの提供を行うとともに、地域間の均衡のとれた基盤整備を行うために設けています。

日常生活圏域の設定にあたっては、第6期計画の設定を引き継ぎ下記の7つの圏域を定め、この圏域の中でサービス供給のバランスをとりつつ利用者の利便性を高めていきます。

■日常生活圏域図■

※日常生活圏域の区域

- ①東 部・・・旧熊毛町
- ②中央1・・・久米、櫛浜、鼓南
- ③中央2・・・周陽、桜木、秋月、岐山、大津島
- ④中央3・・・遠石、関門、中央、今宿
- ⑤中央4・・・富田、菊川
- ⑥西 部・・・福川、夜市、戸田、湯野、和田
- ⑦北 部・・・須々万、長穂、向道、中須、須金、旧鹿野町



② 介護保険施設の基盤整備

本市内には、平成29年度末現在、8つの特別養護老人ホーム（総定員639床）と7つの介護老人保健施設（総定員552床）及び1つの介護療養型医療施設（総定員57床）があります。

特別養護老人ホームについては、広域型の特別養護老人ホーム8床の減床を見込まれていますが、地域密着型特別養護老人ホームを1か所整備する予定のため、合計で21床分増加する予定です。

また、介護療養型医療施設1施設については、平成30年度に創設される介護医療院への転用が予定されています。

■市内の介護保険施設の定員数等■

| 施設の種別 | 平成 29 年度末 | | 平成 30～ 32 年度 整備数 (床) | 平成 32 年 度末整備 目標量 (床) |
|----------------------|-------------|------------|-------------------------------|-------------------------------|
| | 施設数 (か所) | 定員数 (床) | | |
| 特別養護老人ホーム | 8 | 639 | 21 | 660 |
| うち地域密着型特別養護 老人ホーム | 1 | 29 | 29 | 58 |
| 介護老人保健施設 | 7 | 552 | 0 | 552 |
| 介護療養型医療施設 | 1 | 57 | -57 | 0 |
| 介護医療院 | 0 | 0 | 57 | 57 |

③ 地域密着型サービスの基盤整備

介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができる「地域包括ケア」を推進するには、日常生活圏域ごとにバランスのとれたサービスの提供を行う必要があります。

日常生活圏域ごとの特徴や状況を勘案し、下記にあげる地域密着型サービスについて、基盤整備を計画します。

■小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、通いによるサービスを中心に、利用者の希望等に応じて、訪問や宿泊を組み合わせ、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練を行うサービスです。

このサービスは、要介護等の状態になっても、在宅生活をするためには非常に有効なサービスと考えられるため、第6期計画に引き続き、本計画期間において全圏域への整備を目指し、まだ整備の行われていない中央3圏域に1か所の整備を見込んでいます。

■小規模多機能型居宅介護の整備■

| 日常生活圏域 | 東部 | 中央 1 | 中央 2 | 中央 3 | 中央 4 | 西部 | 北部 | 合計 |
|--------|----|---------|---------|---------|---------|----|----|----|
| 既存事業所数 | 1 | 2 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 7 |
| 整備事業所数 | | | | 1 | | | | 1 |

■定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型サービスは、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行うサービスです。

このサービスは在宅限界点の向上が期待でき、地域包括ケアの一翼を担う重要なサービスで、訪問看護・訪問介護の併用利用者数の多い圏域で、未整備圏域である2圏域から1か所の整備を見込んでいます。

■定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備■

| 日常生活圏域 | 東部 | 中央 1 | 中央 2 | 中央 3 | 中央 4 | 西部 | 北部 | 合計 |
|--------|----|---------|---------|---------|---------|----|----|----|
| 既存事業所数 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 |
| 整備事業所数 | | | ※ | | ※ | | | 1 |

※のうちから1か所を整備

■看護小規模多機能型居宅介護

がん末期の看取り期・病状不安定期における在宅生活の継続支援、家族へのレスパイトケア、退院直後の在宅療養生活へのスムーズな移行支援等を図ることが求められていることから、全圏域から1か所の整備を見込んでいます。

■看護小規模多機能型居宅介護の整備■

| 日常生活圏域 | 東部 | 中央 1 | 中央 2 | 中央 3 | 中央 4 | 西部 | 北部 | 合計 |
|--------|----|---------|---------|---------|---------|----|----|----|
| 既存事業所数 | — | — | — | — | — | — | — | 0 |
| 整備事業所数 | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | 1 |

※のうちから1か所を整備

■地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）

在宅生活が困難になった高齢者へのセーフティネットとしての必要性、平成37（2025）年に向けて病床機能の分化・連携を推進することに伴い、地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設が未整備である2圏域から1か所整備します。

■地域密着型介護老人福祉施設の整備■

| 日常生活圏域 | 東部 | 中央 1 | 中央 2 | 中央 3 | 中央 4 | 西部 | 北部 | 合計 |
|--------|----|---------|---------|---------|---------|----|----|----|
| 既存事業所数 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 整備事業所数 | | | | ※ | ※ | | | 1 |

※のうちから1か所を整備

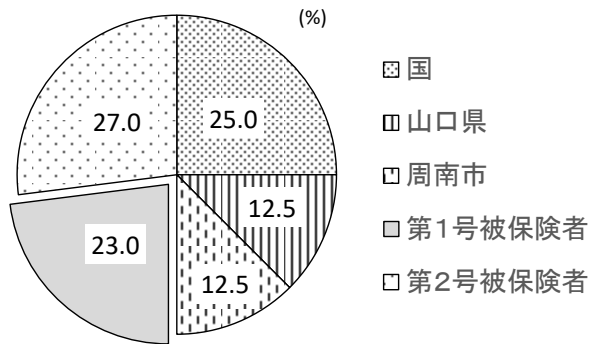
(3) 第1号被保険者の負担割合の変更及び保険料率

① 第1号被保険者の負担割合の変更

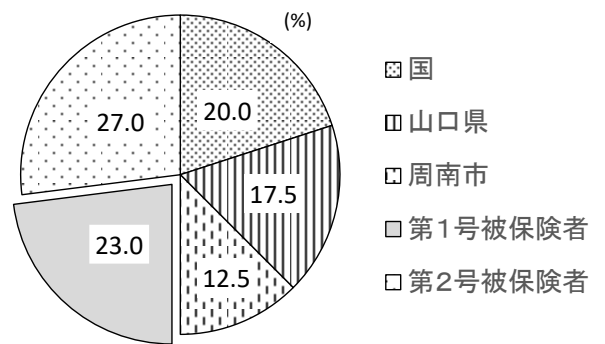
標準給付費及び地域支援事業費のうち、第1号被保険者による保険料の負担割合は、政令により定められています。第6期計画中は22%の負担でしたが、第7期計画中は23%の負担となります。なお、介護給付費及び地域支援事業費の具体的な負担割合は、下図のとおりです。

介護給付費の負担割合

■ 居宅給付費

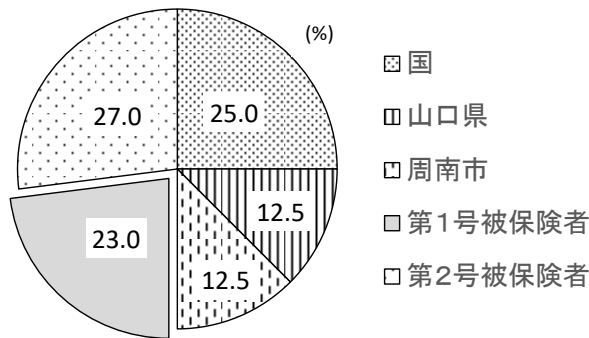


■ 施設等給付費

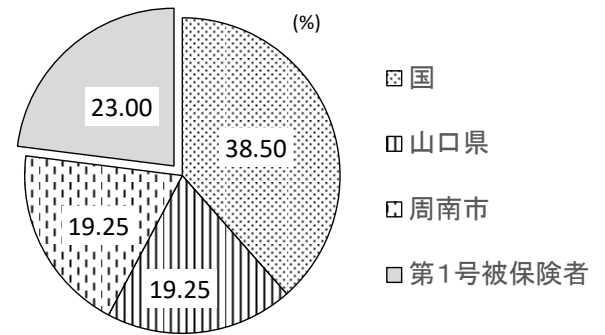


地域支援事業費の負担割合

■ 介護予防・日常生活支援総合事業



■ 包括的支援事業及び任意事業



② 第7期計画介護保険料の段階設定

第7期計画の保険料率は、以下のとおり、所得段階を12段階とし割合を設定しました。

市民税世帯非課税層（第1段階）の保険料負担を軽減するため、公費が投入されており、実質的な負担を減らす仕組みが設けられています。

| 段階 | 対象者 | 保険料率 (軽減後) |
|-------|--|----------------|
| 第1段階 | 1 生活保護受給者の方 2 世帯が市民税非課税で次のいずれかの方 ・ 老齢福祉年金受給者 ・ 前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下 | 0.50 (0.45) |
| 第2段階 | 世帯が市民税非課税で前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方 | 0.75 |
| 第3段階 | 世帯が市民税非課税で前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える方 | 0.75 |
| 第4段階 | 本人が市民税非課税で前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 | 0.85 |
| 第5段階 | 本人が市民税非課税で前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える方 | 1.00 |
| 第6段階 | 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方 | 1.15 |
| 第7段階 | 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方 | 1.25 |
| 第8段階 | 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方 | 1.50 |
| 第9段階 | 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方 | 1.70 |
| 第10段階 | 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上750万円未満の方 | 1.90 |
| 第11段階 | 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が750万円以上1000万円未満の方 | 2.20 |
| 第12段階 | 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1000万円以上の方 | 2.50 |

◆第4章 施策の展開◆

③ 保険料収納必要額と保険料基準額

これまで推計してきた、介護保険に必要な標準給付費見込額をもとに、第1号被保険者1人あたりの介護保険料を算出しました。

(単位: 千円)

| | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 | 合計 |
|-------------------------------------|------------|------------|------------|------------|
| 標準給付費 (A) | 11,320,442 | 11,895,187 | 12,339,614 | 35,555,243 |
| 地域支援事業費 (B) | 671,802 | 689,322 | 702,764 | 2,063,888 |
| 介護予防・日常生活支援総合事業費 (C) | 441,630 | 454,730 | 467,098 | 1,363,458 |
| 包括支援事業・任意事業費 (D) | 230,172 | 234,592 | 235,665 | 700,429 |
| 第1号被保険者負担分相当額 (E) (A+B)×23% | 2,758,216 | 2,894,437 | 2,999,747 | 8,652,400 |
| 財政調整交付金相当額 (F) (A+C)×5.0% | 588,104 | 617,496 | 640,336 | 1,845,935 |
| 財政調整交付金見込額 (G) (A+C)×調整交付金見込交付割合 | 663,381 | 697,770 | 737,667 | 2,098,818 |
| 介護給付費準備基金取崩額 (H) | | | | 600,000 |
| 保険料収納必要額 (I=E+F-G-H) | | | | 7,799,517 |
| 予定保険料収納率 (J) | | | | 98.76% |
| 第1号被保険者数(K) | | | | 134,875 人 |
| 基準月額保険料 (L=I÷J÷K÷12 月) | | | | 4,880 円/月 |

※「第1号被保険者数」は、平成30(2018)年度～平成32(2020)年度の3年間の合計で、所得段階別加入割合による補正後の被保険者数

※「基準月額保険料」は、切り上げを基本とした端数処理上、実際の計算結果と一致しない。

※「基準月額保険料」は、第5段階の方の保険料となる。

※千円単位で四捨五入しているため、各項目と合計欄の額が合致しない項目がある。

(4) 2025年のサービス水準等の推計及び第7期計画の目標

現時点におけるサービスの種類、介護報酬及び各サービスの利用率が今のまま継続するという仮定のもとで、平成37(2025)年度のサービス水準を見込みました。

平成37(2025)年度の推計値は、標準給付費と地域支援事業費の合計が約143億円、また第7期計画の保険料率をもとに介護保険料を推計すると、基準月額保険料は6,430円となります。

■総人口・高齢化率等の推計■

| | 平成29年度 | 平成37(2025)年度 【推計値】 | 比較 |
|----------|----------|-----------------------|-------|
| 総人口 | 142,748人 | 133,399人 | -6.% |
| 高齢者数 | 45,274人 | 45,607人 | +7.4% |
| 高齢化率 | 31.7% | 34.2% | +2.5% |
| 前期高齢者の割合 | 15.9% | 13.2% | -2.7% |
| 後期高齢者の割合 | 15.8% | 21.0% | +5.2% |

■要介護認定者数の推計■

| | 平成29年度 | 平成37(2025)年度 【推計値】 | 比較 |
|---------------|--------|-----------------------|--------|
| 要介護認定率 | 15.5% | 18.9% | +3.4% |
| 要介護認定者数 | 7,137人 | 8,665人 | +21.4% |
| 軽度(要支援1~要介護1) | 3,728人 | 4,227人 | +13.4% |
| 中重度(要介護2~5) | 3,409人 | 4,438人 | +30.2% |

第7期計画は、平成37(2025)年に向けて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域の実情に合わせた「地域包括ケアシステムを深化・推進」していく期間と位置づけ、PDCAサイクルによる保険者機能を強化し、「住民運営の通いの場」の拡大をはじめ、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組を推進することを目標とします。

(5) 介護給付等の適正化への取組及び目標

高齢化の進展に伴い、介護給付等に要する費用の増大が見込まれ、介護給付等に要する費用の適正化を図るとともに、利用者本位の質の高い介護サービスが提供されるようにする必要があります。

① 適正な認定調査実施体制の確保

要介護(要支援)の認定調査は、介護保険法の規定により、全国一律の基準に基づき行われます。認定調査員の研修及び調査を委託する指定居宅介護支援事業者等への指導等を通じて、適正な認定調査を実施するための体制を確保します。

また、事業所に委託している認定調査に対しても、定期的に市の調査員が調査を実施し、要介護認定の適正な調査を確保します。

◆第4章 施策の展開◆

② 認定審査の平準化

すべての審査会資料を職員が事前に点検することや介護認定審査会委員の研修を通じて、二次判定を担う介護認定審査会の各合議体間の平準化を図るとともに、判定の内容について全国の保険者との差異の分析を行い、適正な認定審査の体制を確保します。

③ ケアマネジメントの適正化

居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所に対し、実地指導の際にもケアプラン点検を行い、利用者の自立支援・重度化防止に資する適切なケアプランとなっているかを、介護支援専門員と共に検証確認します。また、ケアマネジャー研修等の開催により、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントとなるよう、介護支援専門員の資質向上を支援します。

| 事業内容 | | 実績値 | 計画値 | | |
|----------|----------|--------|--------|--------|--------|
| | | 平成28年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| ケアプランの点検 | 実施件数 | 34件 | 40件 | 40件 | 40件 |
| | 点検実施事業所数 | 14事業所 | 12事業所 | 12事業所 | 12事業所 |

④ 給付内容の点検等

受給者ごとに給付内容の縦覧点検及び医療情報との突合を実施する他、国保連の適正化システムによる提供データの積極的な活用により、介護給付費の適正化を図ります。

| 事業内容 | | 実績値 | 計画値 | | |
|---------------|--|--------|--------|--------|--------|
| | | 平成28年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 縦覧点検・医療情報との突合 | | 毎月実施 | 毎月実施 | 毎月実施 | 毎月実施 |

⑤ 住宅改修等の点検

住宅改修及び福祉用具に係る給付において、必要に応じ利用者の自宅を訪問し、実態確認や施工状況を点検します。また、リハビリテーション専門職による点検を推進します。

| 事業内容 | | 実績値 | 計画値 | | |
|----------|--|--------|--------|--------|--------|
| | | 平成28年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 住宅改修実態調査 | | 2件 | 5件 | 5件 | 5件 |
| 福祉用具実態調査 | | 0件 | 5件 | 5件 | 5件 |

⑥ 介護給付通知

介護サービス利用者に保険給付の状況を送付し、受給者や事業者に対して適切なサービス利用の意識啓発を図ります。

（6）人材の確保及び資質の向上

昨今の介護者が介護のために勤め先を辞めざるをえない、いわゆる「介護離職」を防ぐ、介護離職「ゼロ」の視点から、安定的かつ良質なサービス提供が必要です。

そのため、訪問介護員、看護師等の居宅サービスを担う事業者や介護保険施設の従事者等、サービスを支える人材の確保、資質の向上が極めて重要であり、県と連携を図りながら、介護支援専門員の資格取得等の周知に努めるとともに、介護事業所に対して介護報酬の処遇改善加算の積極的な活用を働きかける等、計画的に人材が確保できるよう支援します。

また、生活支援等の担い手については、高齢者やその家族が地域において安心して日常生活を営むことができるように、生活支援コーディネーターや協議体を中心となり、高齢者の社会参加等も進め、世代を超えて共に支え合う地域づくりを進めていきます。

（7）目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表

本計画に基づく事業の実施状況、目標の達成状況、評価等については、毎年、高齢者保健福祉推進会議において報告、協議し、PDCAサイクルにより、必要に応じて見直ししながら、事業が円滑に実施されるよう努めます。

また、国の福祉施策の抜本的な見直し、社会状況の変化時でも、これらの状況に柔軟に対応するため、必要に応じて関係会議を中心に施策の再検討を行い、本計画の見直しを行います。

評価等の結果については、ホームページ等を通して周知を図ります。



周南市高齢者プラン
「第8次老人保健福祉計画・
第7期介護保険事業計画」

■発行年月／平成30年3月

■発行／周南市

■編集／周南市 福祉医療部 高齢者支援課

〒745-0032 山口県周南市銀座2丁目13番地

TEL (0834) 22-8467

FAX (0834) 22-8251